

自己点検事項

◇ 血流予備量比コンピューター断層撮影(E200-2)

(1) 64列以上のマルチスライス型のCT装置を有している。

(適 · 否)

(2) 画像診断管理加算2又は3に関する施設基準を満たしている。

(適 · 否)

(3) 次のいずれにも該当している。

(適 · 否)

ア 許可病床数が200床以上の病院である。

イ 循環器内科、心臓血管外科及び放射線科を標榜している保険医療機関である。

ウ 5年以上の循環器内科の経験を有する常勤の医師が2名以上配置されており、5年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されている。

エ 5年以上の心血管インターベンション治療の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されている。

なお、ウに掲げる医師と同一の者であっても差し支えない。

オ 経皮的冠動脈形成術を年間100例以上実施している。

カ 画像診断を専ら担当する常勤の医師(専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されている2年以上の所定の研修(専ら放射線診断に関するものとし、画像診断、Interventional Radiology(IVR)及び核医学に関する事項を全て含むものである。)を修了し、その旨が登録されているものに限る。)が3名以上配置されている。なお、画像診断を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において画像情報の撮影又は読影に携わっている者をいう。

キ 放射線治療に専従の常勤の医師(放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上配置されている。

ク 日本循環器学会の研修施設、日本心血管インターベンション治療学会の研修施設及び日本医学放射線学会の総合修練機関のいずれにも該当する。

点検に必要な書類等

・当該届出に係る常勤医師の出勤簿

点検に必要な書類等

・当該届出に係る常勤医師の出勤簿
・当該届出に係る常勤医師の経験が確認できるもの

点検に必要な書類等

・当該届出に係る手術の実施数が分かる書類
・当該届出に係る常勤医師の出勤簿

点検に必要な書類等

・当該届出に係る常勤医師の出勤簿
・当該届出に係る常勤医師の経験が確認できるもの

点検に必要な書類等

・当該届出に係る医療機関として認定されていることが確認できるもの

医療機関コード

保険医療機関名